

静岡県監査委員告示第10号

静岡県監査委員処務規程（昭和56年静岡県監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

静岡県監査委員 山下 和 俊  
静岡県監査委員 松本 早 巳  
静岡県監査委員 良知 淳 行  
静岡県監査委員 阿部 卓 也

改正前	改正後
(代表監査委員の職務) <b>第3条</b> (略)	(代表監査委員の職務) <b>第3条</b> (略) <u>(監査専門委員の設置)</u> <b>第4条</b> <u>監査委員に監査専門委員を置くことができる。</u>
(委員協議会) <b>第4条</b> (略) (協議事項)	(委員協議会) <b>第5条</b> (略) (協議事項)
<b>第5条</b> (略) (代表監査委員の代理)	<b>第6条</b> (略) (代表監査委員の代理)
<b>第6条</b> (略) (事故等の通知)	<b>第7条</b> (略) (事故等の通知)
<b>第7条</b> (略) (局長等の専決)	<b>第8条</b> (略) (局長等の専決)
<b>第8条</b> (略) (補則)	<b>第9条</b> (略) (補則)
<b>第9条</b> (略)	<b>第10条</b> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。